第3期千葉市貧困対策アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

・ご意見の一部は、趣旨を損なわない範囲で整理又は要約して掲載させていただきました。ご了承ください。

No.	修正前の 該当ページ	修正後の 該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無
1	p. 1		第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策 定について 1 策定の趣旨	生活保護を「最後のセーフティネット」と表記した場合、現行の生活保護で対応できない場合は、行政では対応しないと解釈できるため、「最後のセーフティネット」という文言は削除するべきである。	生活困窮者自立支援法(以下「法」と言います。)は、その制定過程において、社会保険制度や労働保険制度を「第1のセーフティネット」、生活保護を「第3の」あるいは「最後のセーフティネット」と位置づけ、「第2のセーフティネット」を抜本的に拡充するものとして創設されました。本市においても、生活保護者が増加していた背景があるため、当時とは制定趣旨を踏まえ、記載していたあることから、原案のとおりといたします。なお、生活保護を受給するためには、定められた基準を満たの方法のよりますが、生活困窮者自立支援制度は、相談支援を主たる支援の方法としており、対象者の明確な基準がありません。そのため、生活保護の申請を出い対象者の明確な基準がありません。そのため、生活保護の申請を発望しなかった場合や、生活保護が廃止になった場合には、生活自立・仕事相談センターと連携して対応いたします。	無
2	p. 1		第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策 定について 1 策定の趣旨	「相対的貧困率」に関する注釈をつけてほしい。	当該ページの脚注として、相対的貧困率に対する説明を追記いたします。	有
3	p. 2		第1章 千葉市貧困対策アクションブランの策 定について 2 本プランの対象者等 (1) 本プランの対象者	該当ページの上から5~6行目の「所得についての客観的な指標から すれば貧困とは言えないものの、生活困窮状態にある世帯も <u>いま</u> す。」の下線部の表現について、「世帯も <u>あります</u> 。」の方が表現と して適切ではないか。	ご指摘のとおり、修正いたします。	有
4	p. 14	p. 15	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 2 第2期千葉市貧困対策アクションブランの 評価と今後の課題	入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金の特例貸付に関する償還が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定され、さらなる取組みを推進する必要があります"との記載があります。」を「一方で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の特例貸付に関する償還が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定さ		無
5	p. 14	p. 15	計画とう後の味趣	「また、高齢世帯が増加している中、フレイルの改善や更なる進行の 予防は非常に重要であり、要介護状態に陥ることによる生活困窮状態 になることを避けるためにも <u>早期に適切な改善がなされるべきで</u> す。」との下線部の記載について、「 <u>適切に改善されるよう対処しま</u> す。」など、主体を明確した表現にすべきである。	ご指摘のとおり、本計画は行政計画であるため、行政が主体とした記載 内容に改めます。 そのため、行政が主体となる表現になるよう修正いたします。	有

1

No.	修正前の 該当ページ	修正後の 該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無
6	p. 16 p. 18 p. 19	p. 17 p. 19 p. 20	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの 評価と今後の課題 (2)地域づくりのための取組み ア 地域のネットワークづくり 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (1)市民意識調査	「地域による様々な目による見守りが必要」としていることに対し、①何故継続的支援ができないのか、②本人は困りごとを感じておらず相談につながらない場合とはどういう場合か、という説明がない状態では、記載内容が適切か否かの判断が困難なのではないか。また、市民意識調査(WEBアンケート)の結果を踏まえて記載されているのであれば、WEBアンケートの回答者と計画の対象としている生活困窮者では、収入などの生活水準が異なると考えられるため、施策の方向性が誤ってしまうのではないか。	次のような場合からえられます。。 まず、客観的には支援が必要であると考えられる場合であっても、本人が自ら望む生活ができていると考えており、自身の取り巻く現状に不満を感じていない場合があります。そのような方とは別に、病気や社会的加速を取り、変し、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	
7	p. 32	p. 33	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (3)生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果 ウ 今後の支援の在り方 (ア)生活困窮者の把握	「自ら支援を求める力が低下している。」という言葉の意味するところがわからないため、この表現が適切であるかの判断が困難である。また、「生活に困っていると感じることができていない」という表現の意味するところが分からないため、説明してほしい。	ご指摘いただいた内容を受け、より分かりやすい表現となるよう改めます。	有
8	p. 34	p. 35	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (4)相談センターの取組事例	出張相談会を開催の仕方として、様々な人が出入りする規模の大き いスーパーマーケットのスペースや、民間マンションの自治会、管理 組合の協力を得て実施する方法を提案したい。		無

No.	修正前の 該当ページ	修正後の 該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無
9	p. 39	p. 40	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 4 これまでの取り組みから見える課題の整理 (1)包括的・早期的な支援に向けた取組み	「貯金等の減少や喪失」が最も高い割合で 56.5%となりましたが、貯金等の減少や喪失に至る要因としては世帯主の傷病による離職、収入減少等が考えられます」と記載されています。世帯主の傷病→働きによる収入の減少や喪失→貯蓄の減少や喪失の図式はある程度想定できますが、市民全体でみると、世帯主の傷病が貯蓄の減少や喪失の主要因ではないと思います。	拍摘りとのり、生活日生・仕事相談センターに相談に来る方は、生活休護 の中誌に乗るまと比較すると相談理中は名様であるとようこれますが、子	無
10	p. 46	p. 47	第3章 貧困対策を推進するための施策 【貧困対策を推進するための施策体系】 2 地域づくりのための取組み (1)地域のネットワークづくり	いのか。 冒頭に記載されている「全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会 に向けて、第2期ブランの2本の柱である「包括的・早期的な支援に 向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」に加え、「多機関が 機能的に連携するための取組み」を推進します」としており、誤解を 採く表現ではないか、	そのため、原案どおりとします。 - 方で、ご指摘のとおり「包括的・早期的な支援に向けた取組み」については、拡充内容こそあるものの新規の取組みはありませんが、第2期プランよりも多くの事業を掲載することとしました。これらの事業は、本市として既に実施済みの事業であることから、プラン上は新規の取り扱いとはいたしませんでしたが、困窮対策との関連の中で新しい取り組みができるように実施して参ります。 また、「地域づくりのための取組み」についてもご指摘のとおり、拡充内容こそもるものの、新規の取組みはない状況です。生活困窮者の課題は	無

No.	修正前の 該当ページ	修正後の 該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無
11	p. 52 p. 77	p. 53 p. 78	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(概要)】 1-(3) 相談体制の充実 No.16 LGBT専門相談の実施 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 1-(3) 相談体制の充実 No.16 LGBT専門相談の実施	①LGBTに対し、市が窓口を設ける必要はないのではないか。また、該 当者に不利益になる社会構造でもないため、行政としてどのような相	① 市では、年齢・性別・国籍・障害の有無・性的指向等に関わらず、誰もが個性を認め合い、活かし、活躍できるよう、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりを推進しております。以前から行っている女性相談・男性相談は、LGBT当事者にとって、「女性」「男性」用の相談と捉え、相談しにくい状況が見受けられたため、令和元年11月よりLGBT専門の相談窓口を開設し、性の多様性について理解のある相談員が、性自認や性的指向に起因する様々な悩みなどの相談に応じています。 ②生活困窮者自立支援制度は、いわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することとしています。そのため、その方の尊厳を守りながら支援を組み立てて「捉え、それを起点にして、その方の尊厳を守りながら支援を組み立てて、担談支援を主な支援の手法としていますりながら支援を組み立てて、相談支援を主な支援の手法としていますりながら支援を組みかるでは、世界により周囲に相談しづらく、社会的孤立状態に陥ってしまうリスクが考えられるため、生活困窮につながる方に、無理解や偏見等により周囲に相談しづらく、社会的孤立状態に陥ってしまうリスクが考えられるため、生活困窮の一つとして、本ブランにおける取り組みの一つとしています。	無
12	p. 52 p. 79	p. 53 p. 80	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(概要)】 1-(3) 相談体制の充実 No.20 外国人総合相談窓口の実施 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 1-(3) 相談体制の充実 No.20 外国人総合相談窓口の実施	生活保護対象は国民であるので、外国人総合相談窓口の対象者について、受付時に身分証の提示を義務化し、精査してもらいたい。	外国人総合相談窓口での相談内容は、生活困窮に限らず、医療、介護、 就労、子育て、日本語教育等生活全般に関するものであり、千葉市での生 活に悩みを抱える外国人市民が気軽に相談できる環境を提供するために も、相談受付の際に一律に身分証の提示を求めることは行いません。 以上のことから、原案どおりといたします。	無
13	p. 86	p. 87	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 2 地域づくりのための取組み (1)地域のネットワークづくり No.1 「地域住民等の変化に気付く意識の醸成」	「町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。)」という記載が「取組内容」、「現況」、「令和11年度末目標」に記載されているため、最初に「「町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。)」とし、「取組内容」、「現況」、「令和11年度末目標」に反映させるべきではないか。		有
14	p. 92	p. 93	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 2 地域づくりのための取組み (3)住民の理解促進 No.3「民生委員・児童委員への相談機関の周知」	民生委員・児童委員への相談機関の周知において、「現況」と「令和 11年度末目標」の内容は同じであり、取組内容に記載されている「相 談機関の周知」が反映されていないのではないか。	ご指摘を踏まえ、「現況」及び「令和11年度末目標」の記載を改めます。	有
15	p. 115		参考資料② WEBアンケート結果 のご意見については、記載を省略させていただきます	する必要があるのではないか。	貴重なご意見として、今後の計画策定や推進にあたり、参考にさせてい ただきます。	無

なお、本案に直接の関係がない一部のご意見については、記載を省略させていただきますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。